

令和8年度 CO₂ネットゼロヴィレッジモデル地区検証業務 仕様書

1 委託業務名称

令和8年度 CO₂ネットゼロヴィレッジモデル地区検証業務

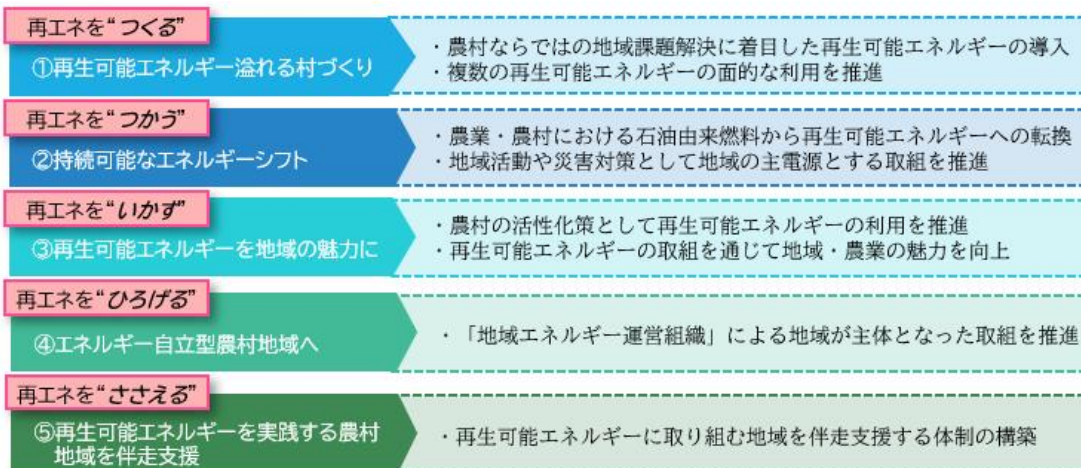
2 目的

2021年5月、国において、2050年までに農林水産業の二酸化炭素排出量の実質ゼロ化などを目標とする「みどりの食料システム戦略」が策定され、本県においても、2022年3月に「滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」を制定し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す取組を進めている。

そうした中、本県の4割を超える農地は、琵琶湖や地下水に依存し、揚水ポンプの電力使用を通して多くのCO₂を排出しているのが現状である。このような状況を踏まえ、本県では農村地域が持つ「人」、「場所」、「エネルギー資源」を効果的に活用していくために、令和7年3月に「滋賀県 CO₂ ネットゼロヴィレッジ推進方針」を策定し、持続的な形で、再生可能エネルギーの地産地消を推進しているほか、令和6年度より「CO₂ ネットゼロヴィレッジ創造推進パイロット事業(以下、「パイロット事業」という)」を創設し、選定したモデル地区において「CO₂ ネットゼロヴィレッジ地域計画」(以下、「地域計画」という)の作成および再生可能エネルギーの地産地消に向けた設備の導入を支援している。

本業務では、パイロット事業補助金により事業に取り組んだモデル地区において、ヒアリングを行い、作成した地域計画に対する取組状況を調査し、継続的な取組になるよう課題の抽出と対策の検討を行う。これらの検証結果をもとに、今後の事業の展開方針について検討し、令和9年度以降の必要な支援に繋げる。また、モデル地区で得られた知見やノウハウの県内横展開にむけて、PRのためのセミナーを企画し、開催する。

滋賀県 CO₂ ネットゼロヴィレッジ推進方針の方向性



3 発注者

滋賀県農政水産部農村振興課

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

5 委託業務内容

(1) パイロット事業モデル地区の取組状況調査

令和6年度から令和8年度までにパイロット事業補助金を活用し地域計画を策定した6地区について、ヒアリング等による調査を行い、取組開始から持続的に取り組みを実施した中で顕在化した課題の抽出と課題に対しての対策検討を行う。

※令和8年度実施地区については、地域計画の策定など、事業立上げ段階での課題を聞き取り、整理すること。

ア モデル地区の地域エネルギー運営組織へ、以下の内容に関するヒアリングの実施

- ・導入によるメリット・デメリット
- ・施設を管理するにあたっての課題
- ・維持管理の実施状況および実施主体
- ・ランニングコスト
- ・その他必要な情報

イ モデル地区における課題の整理

- ・前述のアにて実施したヒアリングの結果を踏まえ、持続的な取り組みとなるための課題を整理し、課題解決に向けた対策を検討し、提案する。

ウ 令和9年度以降の支援事業実施計画の検討

- ・今後のCO₂ネットゼロヴィレッジの取り組みの方向性について提案する
- ・モデル地区での取組状況および課題の抽出結果を踏まえ、令和9年度以降に事業に取り組む地区に対しての効果的な支援方法を提案する。
- ・提案にあたっては、他府県の事例や最新の発電技術等の情報収集を行い、既存取組地区のさらなる取り組みの充実、新規地区への横展開の方法、既存地区で未着手の発電技術の導入等、考えられる施策について幅広く提案すること。

(2) CO₂ ネットゼロヴィレッジの取組拡大に向けたセミナーの企画・開催

モデル地区での取組を横展開し、県内でネットゼロヴィレッジに取り組む地区を拡大するためのセミナーを開催する

ア CO₂ ネットゼロヴィレッジの取組の横展開に資するセミナーの内容企画

- ・開催時期：令和8年12月ごろ(予定)
- ・開催場所：滋賀県内
- ・対象者：再生可能エネルギー利用に関心のある地域および団体

セミナーの実施にあたっては、(1)パイロット事業モデル地区の取組状況調査にて取りま

とめたモデル地区の取組状況や今後の展望、地区の課題および対応策を紹介し、CO₂ ネットゼロヴィレッジに関心のある地域・団体が取り組みを開始するにあたって必要な情報を提供すること。なお、講師の中にはモデル地区関係者を含め、知見やノウハウを共有することを想定しているが、効果的な方法・適任者があれば提案すること。

イ セミナーの開催および運営

- ・セミナー開催に向けた周知および参加者の募集ならびに当日の運営、進行を行う。
- ・企画した内容に基づき、募集要項等の広報チラシ(A4)およびポスター(A2)を発注者と協議の上、作成(広報チラシ 1000 部およびポスター10 部)し、情報発信を行い、参加者を募集する。配布箇所の選定および配布箇所へのチラシの送付方法・時期については発注者と協議の上、決めることとする。また、参加者の受付およびとりまとめ、参加のための案内を実施する。

6 打ち合わせ

本業務に関する打ち合わせの時期および回数は以下のとおり行うが、その他業務の履行上、必要に応じて実施する場合がある。

- (1) 初回打ち合わせ … 契約後、業務計画書ができた段階
- (2) 中間打ち合わせ(8 回) … 説明会等の準備段階、中間とりまとめ段階など
- (3) 中間打ち合わせ … 令和 9 年度以降の支援内容検討時(中間報告)
- (4) 最終打ち合わせ … とりまとめ段階

7 成果物

(1) 提出物

成果物は以下のとおりとし、原則として業務完了時に引き渡すものとする。ただし、年度途中であっても発注者が成果物の一部を求める場合は、必要に応じて提出することとする。

ア 報告書(印刷物および CD-R または USB 等) … 正副 2 部

イ 打合せ記録簿(報告書に添付すること)

なお、書き込みデータ形式は原則 Microsoft Office 形式とする。

(2) 納入場所

滋賀県農政水産部農村振興課 (〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号)

8 著作権等

(1) 成果物にかかる著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)(以下、「法」という。)第 21 条から第 28 条に規定する権利は、委託料の完済により、受注者から発注者に移転する。

なお、発注者または受注者が従前から有していた著作権については、それぞれ発注者または受注者に帰属するものとする。この場合、受注者は、発注者が成果物を利用するために必要な範囲で、発注者に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

(2) 受注者は、成果物について、発注者が自由に使用できるよう、法第 18 条から第 20 条に規定する著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、発注者に移転する。

(4) 成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受注者の費用負担で行うこ

と。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受注者の責任と負担において対応すること。

- (5) 受注者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

9 変更の対象

- (1) 本業務の契約成立後に業務の内容に変更が生じた場合は、発注者または受注者の発議による協議の上、合意後、契約変更を行うこととする。ただし、受注者からの発議に基づく内容変更のうち、当初契約時内容にまで影響しないと発注者が判断した場合は委託料の変更は行わない。
- (2) 明記していない事項であっても業務遂行上当然必要と思われる軽微な作業については受注者の負担において実施するものとする。

10 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務の遂行のために発注者が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務終了までに発注者に返却すること。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないように使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。
- (5) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容(不要ファイルの添付等がないか)、送信方法(BCCに設定されているか等)を複数の社員でチェックシートを作成して確認すること。また、事前にメール確認者を発注者へ報告すること。
- (7) 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により発注者に提示し、協議、承認を得ること。ただし、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受注者の責任においてこれを解決すること。
- (8) 現地調査等を行う場合、原則受注者で関係者と連絡をとり実施するものとする。このとき、発注者側より発行する「受注者身分証明書」を携帯すること。
- (9) 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。
- (10) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、発注者と協議の上、定めることとする。

11 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受注者は暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別

記様式第1号)により所轄警察署に届出るとともに、発注者に報告するものとする。また、受注者は以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。

- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

12 参考

本業務において取組状況調査の対象となるモデル地区は以下の通り。

- ・長浜市庄町西浅井地区(令和6年度)
- ・日野町西明寺地区(令和6年度)
- ・甲賀市鮎河地区(令和7年度)
- ・彦根市鳥居本地区(令和7年度)

※令和8年度に実施するモデル地区については、決定後に受注者に通知する。